

# 堺市のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した 子ども食堂応援プロジェクト業務委託応募要領

## 1.業務名

堺市のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した子ども食堂応援プロジェクト業務（以下「本業務」という）

## 2.履行期間

契約締結日から令和6年7月31日まで

## 3.業務概要

受注者は、金券を調達し、堺市社会福祉協議会（以下「本会」という）に納品する。  
また金券以外の提供以外に、子ども食堂の支援を目的とする活動を実施する。

## 4.契約金額

委託料は、金 4,545,455 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 5.契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館内  
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課 地域共生推進係  
さかい子ども食堂ネットワーク事務局 担当 松本・野間・増岡  
電話番号 072-232-5420  
e-mail chiikifukushika@sakai-syakyō.net

## 6.プロポーザルの方法

応募書類及び応募者によるプレゼンテーションの内容を選定委員会が審査する。  
審査・決定については、提案内容を総合的に判断する。

## 7.日程

(1)	公募開始日	令和 6年5月22日(水)
(2)	プロポーザル参加申請書等提出締切日	令和 6年6月 5日(水)
(3)	質疑締切日時	令和 6年6月 5日(水) 17時
(4)	質疑回答日	令和 6年6月10日(月)
(5)	プロポーザル参加確認結果通知日	令和 6年6月10日(月)
(6)	企画提案書等・辞退届提出締切日	令和 6年6月20日(木) 17時
(7)	プレゼンテーション実施日	令和 6年6月25日(火) [予定]
(8)	審査結果(採否)通知日(優先交渉権者決定)	令和 6年6月25日(火) [予定]
(9)	契約締結日	令和 6年7月 1日(月) [予定]

※本業務についての説明会を実施する予定はない

## 8.参加表明について

応募の意思がある場合、プロポーザル参加申請書に記入のうえ、本会に持参もしくは郵送にて提出すること。

提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時 必着

## 9.質疑応答について

質疑がある場合は、メールにて本会に質疑書（様式自由）を提出すること。

（口頭、電話による質疑は受け付けない。）

質疑書を送付後、第5項の契約担当課に必ず送付した旨の電話を入れること。

質疑書には、社名、代表者名を記入すること。

提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時

回 答 令和6年6月10日（月）

## 10.応募書類の配布

公募開始日からプロポーザル参加申請書等提出締切日まで、本会ホームページからダウンロードする。

堺市社会福祉協議会ホームページ：<http://www.sakai-syakyo.net/>

## 11.応募書類の提出

期限内に本会に持参もしくは郵送すること。

提出期間 令和6年6月11日（火）から6月20日（木）午後5時 必着

提出書類 7部提出すること

## 12.提出物の内容について

企画提案書（別紙企画提案書を参照すること）

・本業務仕様書、別紙審査基準及び配点表をよく読み、以下の4つの項目について記載すること

①納品される総額

②基準分（契約金額の8割分）の金券について

・契約金額の8割の金券を基準分とする。

③②の基準分を超えて子ども食堂に提供されるもの（提案分）について

・契約金額の8割を超えるものについては提案分とする。

・提案分の物品等については希望小売価格を記載すること。

・基準分と提案分（相当額）の合計は契約金額以上とする。

※金券の相当額が契約金額の8割を超える場合、8割を超えた分の金券は提案分に含まれるものとする。

※提案分については物品等を含まず、金券のみにすることができる。

④その他子ども食堂の活性化につながる社会貢献活動について

- ・②および③以外に提供される社会貢献活動等について審査する。
- ・本業務において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(本会が補正等を求める場合を除く。)

### 13.提案書提出の辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、提案書を提出しない(プロポーザルの参加を辞退する)場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、契約担当課に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

辞退届提出締切日 令和6年6月20日(木)午後5時

### 14.審査・決定

- (1) 審査基準及び配点表 別添審査基準及び配点表のとおり
- (2) 審査方法
  - ・提出書類およびプレゼンテーションの内容を堺市、堺市社会福祉協議会、さかい子ども食堂ネットワーク加盟実施団体から構成される選定委員会において審査し、総合的な判断に基づき、最も優秀であると認められた1事業者を選定する。
  - ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
  - ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- (3) 審査結果 審査結果は採否に関わらず、審査結果(採否)通知日(予定)に通知する。
- (4) 優先交渉権者の決定 審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

### 15.失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉

権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 指名を行った日から契約締結までの間に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当した場合
- (2) 指名を行った日から契約締結までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合及び当該措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合
- (3) 指名を行った日から契約締結までの間に、提案者が堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた場合及び当該措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合
- (4) 指名を行った日から契約締結までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした場合及び更生手続き開始の申立がなされた場合（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた場合を除く。）
- (5) 指名を行った日から契約締結までの間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした場合及び再生手続き開始の申立がなされた場合（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた場合を除く。）
- (6) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く）
- (7) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (8) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (9) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (10) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (11) 著しく信義に反する行為があった場合
- (12) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (14) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (15) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (16) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 16. 契約の締結

### (1) 契約者の決定

① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は契約締結日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次

順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、4,545,455 円とする。

(3) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が 5 0 0 万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。

17.その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本会で定めた保存年限満了後、本会の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 企画提案書およびプレゼンテーションで表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本会は一切賠償しない。

(4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 仕様書等は本業務プロポーザルの積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、プロポーザル終了後に破棄又は責任を持って管理すること。